

令和2年7月豪雨被害対策漁業資金保証料助成費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、令和2年7月豪雨（以下、「本災害」という）によって経営が悪化した漁業者の資金調達の円滑化を図るため、全国漁業信用基金協会熊本支所（以下「基金協会」という。）が、令和2年7月豪雨被害対策漁業資金に係る保証料を借入者から徴収せずに債務の保証を実施する場合、市町村が保証料の減収分の補てんをするために必要な経費を、予算の範囲内において補助するものとする。また、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(事業の内容)

第2条 市町村が、次に掲げる条件により、保証料に係る基金協会の減収分の補てんをするために基金協会に対して助成する場合において、知事は、当該市町村に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 保証料助成対象資金は、令和2年7月豪雨被害対策漁業資金融通措置要項第2に定める令和2年7月豪雨被害対策緊急支援資金（以下「緊急支援資金」という。）及び令和2年7月豪雨被害対策漁業近代化資金（以下「近代化資金」という。）とする。

(2) 対象となる漁業者は、以下のいずれかの要件を満たす者とする。

ア 緊急支援資金の借入を希望する場合は本災害により前期に比し漁業収入が10パーセント以上減少することが見込まれること。

イ 近代化資金の借入を希望する場合は、本災害により施設等が漁業等生産に支障を来す程度の被害を受けていること及び災害復旧として実施する事業である旨の市町村長の証明を受けていること。

(3) 保証料助成の期間は、貸付期間とする。ただし、当初計画における貸付期間を原則とし、延滞等を理由に延長となった期間は含まない。

(4) 保証料助成金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間において算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365日で除して得た額）に基金協会の定める保証料率を乗じて得た額とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金額
基金協会が緊急支援資金及び近代化資金に係る保証料を借入者から徴収せずに債務の保証を実施する場合に、市町村が保証料の減収分の補てんをするために必要な経費	市町村が基金協会に対して助成する額の2分の1以内

(保証料助成の承認)

第4条 基金協会は、保証料助成承認申請書（別記1号様式）に債務保証の内容を記載した書面を添付して、債務保証を行った日の属する四半期の翌月10日までに、市町村長に提出するものとする。（それぞれ4～6月分は7月10日まで、7～9月分は10月10日まで、10～12月分は1月10日まで、1～3月分は4月10日まで）

2 市町村長は、前項の規定により提出された書類を受理し、適当と認めたときは保証料助成費補助対象事業承認申請書（別記2号様式）に当該書類の写しを添えて、知事（団体支援課）に提出するものとする。

3 知事は、前項の規定により提出された書類を受理し、適当と認めたときは保証料助成費補助対象事業承認通知書（別記3号様式）を市町村長に交付するものとする。

4 市町村長は、前項の通知を受けたときは、基金協会に保証料助成承認通知書（別記4号様式）を交付するものとする。

（助成金の交付申請及び交付決定）

第5条 基金協会は、保証料助成金交付申請書（別記5号様式）に、保証契約に係る貸付実行後、毎年1月1日から12月31日までの期間における借入者ごとの保証料助成額計算書（別記6号様式）を添えて、翌年1月31日までに、市町村長に提出しなければならない。

2 市町村長は、保証料助成金交付の適否を審査し、保証料助成金を交付すべきものと認めたときは、保証料助成金の交付を決定し、保証料助成金交付決定通知書（別記7号様式）を基金協会に交付するものとする。

（助成金の交付請求及び交付）

第6条 基金協会は、助成金の交付の請求をしようとするときは、保証料助成金交付請求書（別記8号様式）を市町村長に提出しなければならない。

2 市町村長は、提出された保証料助成金交付請求書を受理し、適当と認めたときは、基金協会に保証料助成金を交付するものとする。

（助成費補助金の申請と交付決定）

第7条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年度2月20日までに、規則第3条第1項に基づく保証料助成費補助金交付申請書（別記9号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 保証料助成費補助金額計算書（別記10号様式）

(2) 保証料助成額計算書（別記6号様式）

(3) 収支決算書（別記11号様式）

2 知事は、前項に規定する書類を受理した場合において、審査のうえ適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、市町村長に対し規則第6条に基づく保証料助成費補助金交付決定通知書（別記12号様式）を交付するものとする。

(助成費補助金の交付請求及び交付)

第8条 市町村長は、補助金の請求をしようとするときは、規則第16条第1項に基づく保証料助成費補助金交付請求書(別記13号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、提出された保証料助成費補助金交付請求書を受理し、適当と認めたときは、市町村長に補助金交付するものとする。

(助成費補助金の額の確定)

第9条 第7条第2項の保証料助成費補助金交付決定通知をもって、規則第14条の規定に基づく補助金の額の確定通知があったものとみなす。

(証拠書類の保管)

第10条 規則第23条に規定する別に定める期間は、助成完了後5年間とする。

(調査及び報告等)

第11条 知事は、保証料助成金の交付に関し必要があると認めた場合は、基金協会の関係書類を調査し、又は報告を求めることができる。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は令和2年8月18日に施行し、令和2年7月21日から適用する。